第一種貨物利用運送事業登録申請書

【貨物利用運送事業法第４条第１項及び同法施行規則第４条第１項】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　関東運輸局長　　　　　　　　　　　殿 |  申請年月日 | 　令和　　　年　　　月　　　日 |
| フ リ ガ ナ |  |  |
| 申 請 者 名 |  |
| 代 表 者 名 |  　　 |
| 代表者の役職 |  |
| 郵 便 番 号 | 〒 － 　 |
| 電 話 番 号 |  （　　　） |  ＦＡＸ番号 |  （　　　） |
| 住　　　 所 |  |
| 担 当 者 名 |  | 担当者電話番号 |  |
| 主たる事務所の名称及び位置 | 「別添「事業の計画」のとおり」 |
| 営業所の名称及び位置 | 「別添「事業の計画」のとおり」 |
| 経営上使用する商号 | 「別添「事業の計画」のとおり」 |
| 利用運送に係る運送機関の種類 | 「別添「事業の計画」のとおり」 |
| 利用運送の区域又は区間 | 「別添「事業の計画」のとおり」 |
| 業 務 の 範 囲 | 「別添「事業の計画」のとおり」 |

 事 業 の 計 画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用する運送事業者 | 名　称 |  |
| 住　所 | 〒 － |
| 事　業種　別 | □一般貨物自動車運送事業□貨物利用運送事業者 |
| 名　称 |  |
| 住　所 | 〒 － |
| 事　業種　別 | □一般貨物自動車運送事業□貨物利用運送事業者 |
| 名　称 |  |
| 住　所 | 〒 － |
| 事　業種　別 | □一般貨物自動車運送事業□貨物利用運送事業者 |
| 保管施設 |  □ 必 要 あ り 　　　　　　　□ 必 要 な し |
| 施設名 |  |
| 所在地 | 〒 －  |
| 棟　数 |  |  面　積 |  　 ㎡ |  構造及び附属施設 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 代　 表　 者 |  |
| 主たる事務所 | 名　称 |  |
| 位　置 | 〒 |
| 営業所 | 名　称 |  |
| 位　置 |  〒 |
| 名　称 |  |
| 位　置 | 　〒 |
| 名　称 |  |
| 位　置 | 〒 |
| 事業上使用する商号 |  |
| 利用運送機関の種類 |  貨物自動車運送 |
| 利用運送の区域又は区間 |  |
| 業務の範囲 |  　 □一般事業　　　　　□宅配便事業 |

　　□　①運輸省告示第５７９号（平成２年１１月２６日）標準貨物自動車利用運送約款を適用する。

　 □　②運輸省告示第５８０号（平成２年１１月２６日）標準貨物自動車利用運送（引越）約款を適用する。

　 □　③上記以外の運送約款を設定する。

　　※　□印のある箇所は、□にレ点を記入し選択して下さい。

　　※　営業所など、記入しきれない場合は、別紙を用意して記入して下さい。

添　付　書　類

　　　　①利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

 　　　 ・業務取扱契約書等

　　　　②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

　　　 ・都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書類(宣誓書)

 　　　 ・営業所等の使用権原を有することを証する書類（宣誓書）

 　 　　　○貨物の保管体制を必要とする場合

　　　　　　　　・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類

 　　　・使用権原を有している事を証する書類（宣誓書）

　　　　③既存の法人の場合

 　　　 ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書

　　　 ・最近の事業年度における貸借対照表

 　　　 ・役員又は社員の名簿及び履歴書

　　　　④法人を設立しようとする場合

 　　　 ・定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条及びその準用規定により

認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄付行為の謄本

　　　 ・発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

　　　　　　　　・設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況

及び見込みを記載した書類

　　　　⑤個人の場合

 　　　 ・財産に関する調書

　　　 ・戸籍抄本

 　　　 ・履歴書

　　　　⑥法第６条第１項第１～５号のいずれにも該当しない旨を証する書類（宣誓書）

【 新 規 登 録 申 請 に あ た っ て の 注 意 事 項 】

１．登録申請書の作成について

 （１）申請書は利用運送機関毎に作成例が異なりますので、必要とする「運送機関の種類」のもの

　　　　　を使用して下さい。

 （２）作成部数

 原則として、申請者控１部、提出支局１部、運輸局１部の３部となります。

 但し、利用運送の区域が２以上ある場合は、それぞれの局分が必要となります。

 （３）提出先

 営業所を管轄する運輸支局

 　２．利用運送約款について

 （１）利用する運送機関が「貨物自動車運送」の場合

　　 　 　①利用運送事業者は、利用運送約款を定め認可を受けることが必要です。

　　 　　 ②運輸大臣が告示する「標準利用運送約款」を設定する場合には、許可申請書に「標準利用

　　　　　　運送約款」を添付するか、使用する旨の記載により省略できます。

　 　参考：告示されている貨物自動車運送に係る利用運送約款

　　　　　標準貨物自動車利用運送約款　　　　　「運輸省告示第５７９号・平成２年１１月２６日」

 標準貨物自動車利用運送（引越）約款　「運輸省告示第５８０号・平成２年１１月２６日」

 ３．運賃・料金について

 （１）利用する運送機関が「貨物自動車運送」の場合

　　 　 新規申請に合わせて別途、貸切、引越、積合せ運賃等の設定届が用意が必要になります。

 運賃報告については、設定後３０日以内に届出書を提出することになります。

　 ４．登録免許税について

　　 　登録後、関東運輸局から「登録免許税納付通知書」が送付されますので、登録免許税として９

　　　万円を納付することになります。

　 　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　関東運輸局長 殿

宣　　　誓　　　書

　　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

 住　所

 氏　名

住　所

 氏　名

 （※各役員の連署）

 　関　東　運　輸　局　長

 　 殿

宣　　誓　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する事業計画のうち

 営業所等の施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓致します。

 令和　　年　　月　　日

 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

 氏名又は名称

 代表者の氏名

 　関　東　運　輸　局　長

 　 殿

宣　　誓　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち営業所等の施設について、使用権原を有していることを宣誓致します。

 令和　　年　　月　　日

 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

 氏名又は名称

 代表者の氏名

関　東　運　輸　局　長

 　 殿

宣　　誓　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項、同法施行規則第４条第２項第１号ロ及び第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

 令和　　年　　月　　日

 　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

 　 氏名又は名称

 　 代表者の氏名

|  |  |
| --- | --- |
|   運　送　委　託　契　約　書 | ４０００円 収入印紙 |

　一般貨物自動車運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　　　　（以下甲という）

**参考例１）トラック事業者（甲）を利用する場合**

と第一種貨物利用運送事業を営む 　　　　　　　　　 （以下乙という）

との間において、運送及び利用運送に関して次の通り契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　 荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は実運送に当たり、乙は

利用運送に従事するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　 貨物の甲・乙両者間における発着扱いは、送り状と貨物を照合して受渡しする。

　 発送貨物は、乙が甲に引き渡したときから甲の責任とする。

　 到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引き渡したときから乙の責任とする。

　 甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　貨物事故の損害賠償はその荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野に

よって、甲に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車利用運送約款及び貨物自動

車運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、

前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　 貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これをなすものとする。

第５条（運送保険）

　車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

　 但し、荷主の要求にて附した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱う

ものとする。

第６条（運送順位）

　 法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　 運賃及び料金は、甲が主務官庁に届け出た運賃及び料金とする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　 貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末毎に締め切り、計算して翌月末

までに甲乙にて決済する。

第９条（他社との同種契約）

　 甲は乙の営業地区と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、

代理店、取扱店、その他）を開設しようとする時は、乙との協議を要する。

第１０条（契約の期間）

　本契約は主務官庁より第一種貨物利用運送事業の登録を受けた日から効力を発生し、

向こう２年とし、以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　本契約の各条項中、契約の継続を不適当と認めたときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改すること

ができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々捺印の上各１部を保有する。

　 令和　　年　　月　　日

 　 甲

　　　　　　　　　　　　　　乙

|  |  |
| --- | --- |
| **参考例２）利用運送事業者（甲）を利用する場合** 運　送　委　託　契　約　書 | ４０００円 収入印紙 |

　第一種貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　　　　（以下甲という）と

第一種貨物利用運送事業を営む （以下乙という）との間において、

運送及び利用運送に関して次の通り契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　　荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は乙の依頼に基づき利用運送に従事するもの

とする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　　貨物の甲・乙両者間における発着扱いは、送り状と貨物を照合して受渡しする。

　　発送貨物は、乙が甲に引き渡したときから甲の責任とする。

　　到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引き渡したときから乙の責任とする。

　　甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　　貨物事故の損害賠償はその荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野によって、甲に対して

求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車利用運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある

事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　　貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これをなすものとする。

第５条（運送保険）

　　車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

　　但し、荷主の要求にて附した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。

第６条（運送順位）

　　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　　運賃及び料金は、甲が主務官庁に届け出た運賃及び料金とする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末毎に締め切り、計算して翌月末までに甲乙にて決済する。

第９条（他社との同種契約）

　　甲は乙の営業地区と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、

その他）を開設しようとする時は、乙との協議を要する。

第１０条（契約の期間）

　　本契約は主務官庁より第一種貨物利用運送事業の登録を受けた日から効力を発生し、向こう２年とし、

以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　　本契約の各条項中、契約の継続を不適当と認めたときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改することが

できる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々捺印の上各１部を保有する。

　 平成　　年　　月　　日

 　 甲

　　　　　　　　　　　　　　乙